

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年3月10日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年3月10日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー吉野店

鹿児島市吉野町1731番地

2 変更事項

(1) 廃棄物等保管施設の位置及び容量

ア 変更前 建物内西側 29立方メートル

イ 変更後 建物内西側 15立方メートル

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 第3駐車場 2箇所 第3駐車場敷地南側及び東側

イ 変更後 第3駐車場 3箇所 第3駐車場敷地南側、東側及び北側

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後10時まで

イ 変更後 24時間

3 変更年月日

(1) 2の(1) 令和2年10月29日

(2) 2の(2)及び(3) 令和2年2月29日

4 届出年月日

令和2年2月28日